

ヴィラトピア知立居宅介護支援事業所運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人富士会が開設するヴィラトピア知立居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者（以下「介護支援専門員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。

4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 ヴィラトピア知立居宅介護支援事業所
- ② 所在地 知立市山屋敷町富士塚1番地336

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（介護支援専門員を兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

- ② 介護支援専門員 3名以上。

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たり、1名あたりの担当件数はおおむね35件とする。（介護予防支援業務にかかる受託はおおむね8人とする。）

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、祝祭日、12月29日から1月3日までお及び国民の祝日を除く。
- ② 営業時間 月曜日から金曜日は午前8時45分から午後5時30分、土曜日は午前8時45分から午前12時45分までとする。
- ③ 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により常時連絡が可能な体制を整備する。

（居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等）

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

- ② 利用者の相談を受ける場所 第3条に規定する事業所内

- ③ 使用する課題分析票の種類 愛介連版アセスメントシート
- ④ サービス担当者会議の開催場所 第3条に規定する事業所内及び、利用者等の希望に必ず。
- ④ 介護支援専門員の居宅訪問頻度 最低月1回
- ⑤ モニタリングの結果記録 1ヶ月に1回

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。
なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- ① 実施地域を越えた地点から、片道おおむね2キロメートル以上 400円
- ② 不在等によりキャンセルが発生した場合も同額を徴収する。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、知立市全域とする。

（事故発生時の対応）

第8条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

（虐待の防止）

第9条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- ② 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
- ③ 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施する。
- ④ 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

（その他運営についての留意事項）

第10条 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1カ月以内
- ② 継続研修 年2回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年6月1日から施行する。

この規程は、平成18年12月1日から施行する。

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年11月1日から施行する。

この規程は、平成24年9月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成２７年１１月１日から施行する。

この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

この規程は、平成３０年１０月１日から施行する。

この規程は、２２０１９年４月１日から施行する。

この規程は、２０２０年６月１日から施行する。

この規程は、２０２１年６月１日から施行する。

この規程は、２０２２年７月１日から施行する。